

地域再生分科会設置規程（案）

平成20年7月28日制定

（設置）

第1条 木津川市地域公共交通総合連携協議会規約第8条の規定により、地域再生分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

（事務）

第2条 分科会は、会長の指示を受け、木津川市地域公共交通総合連携協議会規約第3条に掲げる事項について、専門的に調査又は検討を行う。

2 持続可能な地域再生の取り組みに必要となる事項を協議する。

（組織）

第3条 分科会の委員は、木津川市地域公共交通総合協議会第5条に規定する委員から充てるものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民代表
- (3) 近畿運輸局京都運輸支局
- (4) 木津川市
- (5) その他座長が必要と認めた者

（運営）

第4条 分科会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、学識経験者の中から選任する。
- 3 座長は、分科会を代表し、会務を総理する。
- 4 副座長は、委員の中から座長が指名する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 分科会は原則として公開する。

（会議）

第5条 分科会の会議は、座長が必要に応じて招集し、議長となる。

- 2 必要と認めるときは、当該分科会の委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(報告)

第6条 座長は、分科会の協議経過及び結果について、協議会の会長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 分科会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年7月28日から施行する。